

第1章 総則

第1章 総則

1.1 目的

1. この給水装置工事施行基準(以下「施行基準」という。)は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、寝屋川市水道事業給水条例(以下「給水条例」という。)、寝屋川市水道事業給水条例施行規程(以下「給水条例施行規程」という。)及びその他関係法令に基づき、給水装置工事の設計と施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。
2. 指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)は、施行基準の適用に疑義が生じた場合は、寝屋川市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申し出を行い協議を行うこと。

1.2 用語の定義

(1) 給水装置

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(水道法第3条第9項)

なお、ビル等で水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から分岐して設けられた給水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下の設備は給水設備であって給水装置ではない。

(2) 給水管

「給水管」とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐されて設けられた管又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

(3) 給水用具

「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しができない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等容易に取り外し可能な状態で接続されている用具は含まない。

(4) 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とする。(給水条例第3条)

① 専用給水装置

1戸若しくは1事業所又は1箇所専用するため設置したもの。

② 共用給水装置

1個の水栓を2戸若しくは2事業所又は2箇所以上で共有するため設置したもの。

③ 私設消火栓

消防用に使用するため設置したもの。

(5) 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

① 新設工事

新たに給水装置を設置する工事

② 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、管理者が事業運営上必要として施行する工事で、配水管の更新及び移設等に伴い、給水管の付替え、もしくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置の変更の工事等がある。

③ 増設工事

改造工事の一形態で、既設給水装置のメーター以降において、便所の水洗化に限定し、新たに給水管及びこれに直結する給水用具を設置する工事

④ 撤去工事

給水装置が不用になった場合、給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

⑤ 修繕工事

水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

※給水装置の軽微な変更(水道法施行規則第13条)

水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更とは、単独水栓の取替え補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。

⑥ 臨時用工事

新設工事の形態であるが、工事の施工その他一時の用途に給水するもので、その一時用の使用が終了すれば速やかに撤去する工事

⑦ 私設消火栓設置工事

新設工事の形態ではあるが、特に私設消火栓の設置を目的とする工事

⑧ 給配水装置工事

配水管その他水道施設が存在しない場所に給水するために設置した給水装置の内、市に移管されれば配水管となる工事 なお、この場合において、既設配水管を増径する工事も含まれる。

1.3 給水義務と給水装置の施行

- (1) 給水装置は、指定工事事業者が施行するものとする。(給水条例第7条第1項)
- (2) 水道事業者は、事業計画に定める給水区域の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。(水道法第15条第1項)
- (3) 給水装置の新設工事、改造工事、修繕工事(厚生労働省令に定める軽微な変更及び管理者が定める軽易な修繕を除く。)、又は、撤去工事をしようとする場合は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第5条第1項)
- (4) 管理者は、給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。(給水条例第7条第3項)
- (5) 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第5条に規定する基準に適合していなければならない。(給水条例施行規程第4条)
- (6) 管理者は、配水管の取付け口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。(給水条例第7条の2第1項)

1.4 給水装置工事の遵守事項

給水装置工事の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置工事の申込み
給水装置工事(厚生労働省令に定める軽微な変更及び管理者が定める軽易な修繕を除く。)又は受水槽以下の給水設備に市のメーターを設置する工事を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第5条第1項)
- (2) 工事費の負担
 - ① 給水装置工事に要する費用は、当該水道によって水の供給を受ける者の負担とする。
(給水条例第6条)
 - ② 管理者は、配水管の改良その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必

要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。(給水条例第11条第1項)

- ③ その工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。(給水条例第11条第2項)

1.5 指定工事事業者制度

1. 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。(水道法第16条の2第1項)

(1) 指定工事事業者制度は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため水道事業者が、その給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められた者を指定する制度である。

(2) 指定工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するために、国家試験により全国一律の資格を持つ給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置くことにある。

2. 指定の基準(水道法第25条の3第1項)

(1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 青年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。

② この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

③ 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。

④ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

⑤ 法人であって、その役員のうち①から④までのいずれかに該当する者であること。

3. 事業の運営

- (1) 指定工事事業者は、水道法及び水道法施行規則に定められた事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条）を遵守する義務を負うとともに、それに違反した場合は、指定の取消しを受けることがある。（水道法第25条の11）
- (2) 指定工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事を施行するため、厚生労働省令の定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。（水道法第25条の4）
- (3) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（水道法施行規則第36条第1項第2号）
- (4) 主任技術者及び給水装置工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。（水道法施行規則第36条第1項第4号）
- (5) 次に掲げる行為は行わないこと。（水道法施行規則第36条第1項第5号）
 - ① 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。（水道法施行規則第36条第1項第5号イ）
 - ② 給水管及び給水器具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。（水道法施行規則第36条第1項第5号ロ）
- (6) 施行した給水装置工事（水道法施行規則第13条に規定する軽微な変更を除く）ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。（水道法施行規則第36条第1項第6号）
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施行の場所
 - ③ 施行完了年月日
 - ④ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ⑤ しゅん工図
 - ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ⑦ 給水装置の構造及び材質の確認の方法及びその結果

4. 技能を有する者

水道法施行規則第36条第1項第2号に規定された「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは、平成9年8月11日付、衛水第217号、厚生省水道整備課長通知の第4の5の(2)により、「配水管への分水栓の取付け～正確な作業を実施することができる者」とされていた。

その後、平成20年3月21日付、衛水発第0321001号、厚生労働省水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」の中で適切な配管技能者の確保の項目で示された。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称も含む。)
- (2) 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- (3) 財団法人給水装置工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者など想定されるが、配水管分岐部からメーターまでの配管作業に従事する者の要件としては、特定の資格を有しているか否かではなく、実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであると示された。

1.6 主任技術者

1. 主任技術者の職務

- (1) 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。(水道法第25条の4第3項)
 - ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、水道法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - ④ その他厚生労働省令で定める職務
- (2) 厚生労働省令で定める職務(水道法施行規則第23条)
 - ① 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ② 水道法施行規則第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ③ 給水装置工事(水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完

了した旨の連絡

2. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、指定工事事業者から事業所ごとに選任され、給水装置工事ごとに指名されることから、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置を完成させるために工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難度、関係行政機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。
- (3) 主任技術者は、適切な技能を有する者等、給水装置工事に従事する従業員に対して施工する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

3. 主任技術者に求められる知識と技能

- (1) 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水の供給を受ける需要者のみならず、水道事業者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、十分な注意を要する工事である。
- (2) さらに、給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施行の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。
- (3) そのため、主任技術者は、常に、水道が市民の健康・安全に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。
- (4) また、給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また「現場施工」であること等の建設工事としての特殊性もあり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。
- (5) このようなことから、主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような様々な専門的知識及び技能が求められる。

① 調査段階

ア 事前調査

- ・ 給水装置工事の現場について十分な調査を行う。
- ・ 必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実にを行う。

イ 水道事業者等との調整

- ・ 給水条例等に定められている給水契約の申込みの手続きなどを調べる。
- ・ 給水装置工事の施行の内容について、あらかじめ打ち合わせを行う。
- ・ 道路下の工事については、警察署及び道路管理者との調整を行う。

② 計画段階

ア 給水用具、機材の選定

- ・ 構造・材質基準に適合した給水管及び給水用具の中から、現場の状況に合ったものを選択する。
- ・ 施主等から構造・材質基準に適合しない給水用具等の使用を指示された場合は、使用できない理由を説明し、基準に適合するものを使用する。
- ・ 配水管分岐部からメーターまでの間の使用材料については、水道事業者が指定する材料を使用する。

イ 工事方法の決定

給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破損、酸、アルカリによる侵食や電食、凍結などが無いように、構造・材質基準に定められた給水システムに係る基準を満足するように設計する。

ウ 必要な機械器具の手配

給水装置工事には、配水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取付けなどの様々な工種がある。そのため、工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し手配する。

エ 施工計画、施工図の作成

給水装置工事を予定の期間内で迅速かつ確実にを行うため、現場作業にかかる前に、あらかじめ詳細な施工計画、施工図を定めておき、工事従事者に周知徹底をしておくことなどの措置を講じる。

③ 施工段階

ア 工事従事者に対する技術上の指導監督

- ・ 給水装置工事には、難度の高い熟練した技術力を必要とするものがあるため、主任技術者は、施工する工種と現場の状況に応じて、必要な能力を有する配管工などの配置計画をたて、工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にし、品質目標に適合した工事が行われるよう工事従事者に対する技術的な指導監督を行う。
- ・ 配水管分岐部及び道路下の配管工事において、適正な工事が行われなかった場合には、水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、道路漏水で陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と技能を有する者に工事を行わせる。

イ 工程管理、品質管理、安全管理

- ・ 主任技術者は、調査段階、計画段階に得られた情報に基づき、又計画段階で関係者と調整して作成された施工計画に基づき、最適な工事工程を定めそれを管理する。
- ・ 給水装置工事の品質管理は、工事の施主に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供する。
- ・ 主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が、構造・材質基準に適合していることの確認を行う。
- ・ 工事の実施に当たっては、水の汚染や漏水が生じることが無いように工事の品質管理を行う。
- ・ 安全管理は、工事従事者の安全の確保と、特に、道路下の配管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの地下埋設物の保安に万全を期すことが必要である。

ウ 工事従事者の健康の管理

給水装置工事の施工に当たっては、工事従事者の健康状態にも注意し、水道水が汚染されるといった事態が生じないよう管理する。

④ 検査段階

ア 工事のしゅん工検査

しゅん工検査は、給水装置が構造・材質基準に適合しているものになっていることを確認し、施主に工事を引き渡すための最終的な工事品質確認であるため、主任技術者は自ら又はその責任の下に信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、適正なしゅん工検査を確実に実施する。

イ 水道事業者が行う検査の立会い

水道事業者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施工した指定工事事業者に対し、その工事を施工した主任技術者を検査に立会わせることを求めることができる。

1.7 給水装置の区分

1. 給水装置の使用材料及び施行等の区分

<解説>

1. 給水装置は、給水装置工事申込者が工事費を負担し、設置するもので個人の財産であるが、その部分によって各区分がある。(図1-1)

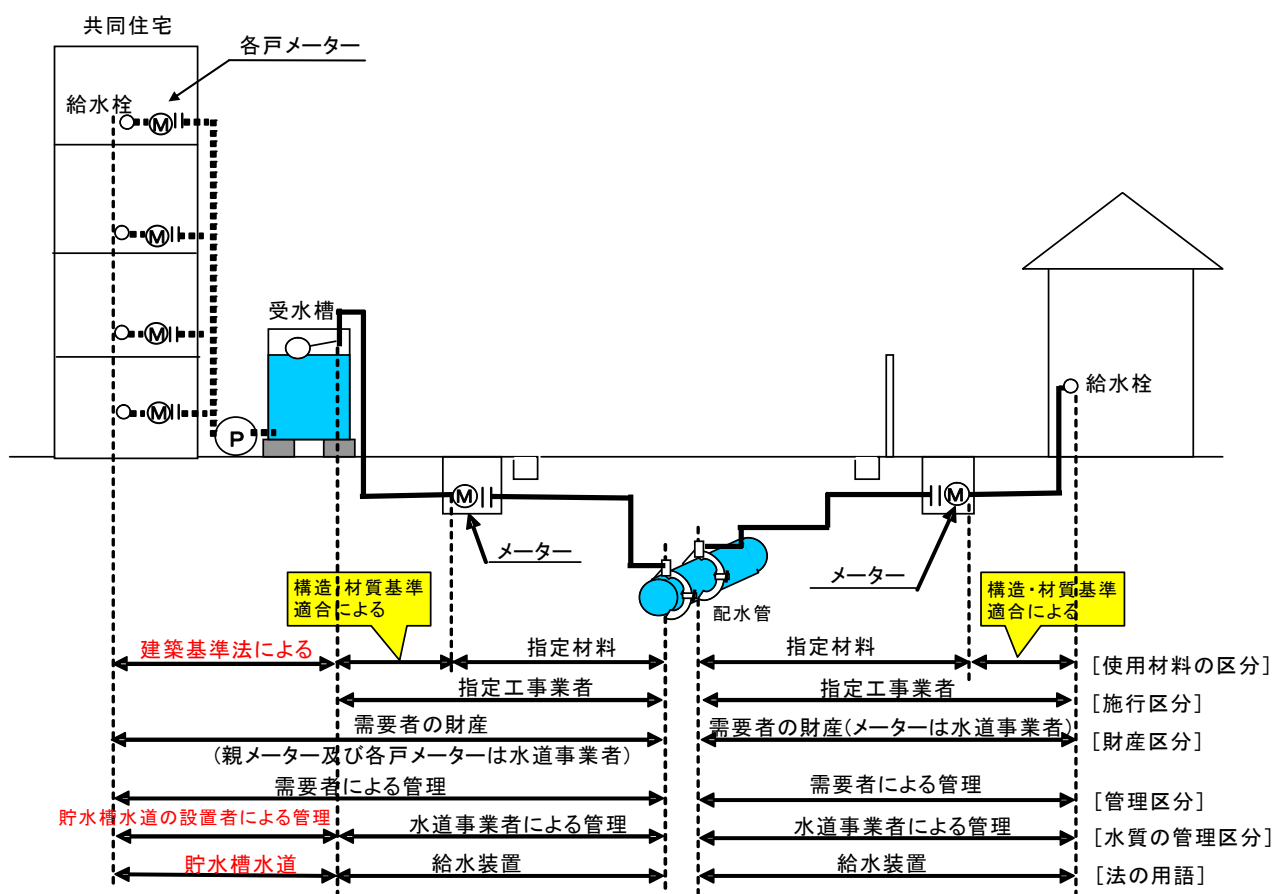


図 1-1 給水装置の使用材料・施行等の区分

1.8 専用水道と貯水槽水道 (図1-2)

1. 専用水道とは、寄宿舍、社宅、診療所、レジャー施設、学校等における「自家用の水道
 その他水道事業の用に供する水道以外の水道」であって、一定規模を超え、かつ定めら
 れた条件に適合するものをいう。(水道法第3条第6項)

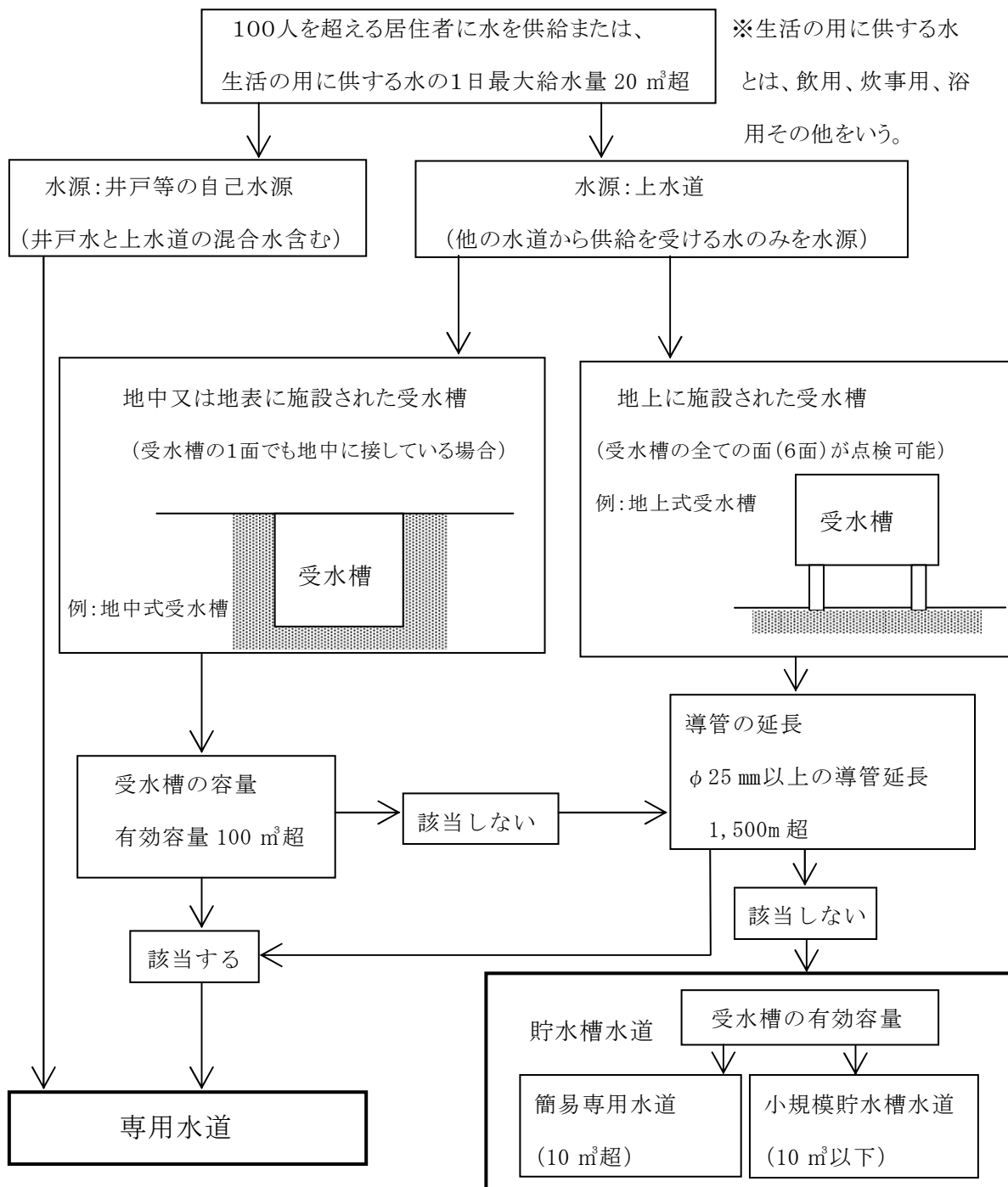


図 1-2 専用水道・貯水槽水道区分フロー

1.8.1 貯水槽水道の維持管理

1. 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。(水道法第14条第2項第5号)

<解説>

1. 平成14年4月1日に施行された改正水道法において、貯水槽水道の適切な管理を促す実効性のある仕組みが新たに追加された。

水道法第14条第2項第5号において、貯水槽水道を定義するとともに、供給規程に「貯水槽水道に関し、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」と規定され、水道の供給者である水道事業者も貯水槽水道の管理に関し必要な関与を行うことが定められた。

2. 維持管理に関する法体系

貯水槽水道とは、水道事業者から供給を受けた水道水を一旦受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する施設の総称をいい、水道法において定期の清掃や検査受検等の管理基準が義務付けられる「簡易専用水道」(水槽の有効容量 10 m³を超えるもの)と水道法の規定を受けない「小規模貯水槽水道」(水槽の有効容量 10 m³以下)とに分けられる。

1.8.2 簡易専用水道の維持管理

1. 簡易専用水道(水道法第3条第7項)とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準により水槽の有効容量が 10 m³を超えるものをいう。

水道法において定期の清掃や検査受験等の管理基準の遵守が設置者に義務付けられている。

<解説>

1. 水道法による規制

(1) 簡易専用水道の管理基準 (水道法第 34 条の2第1項)

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令(水道法施行規則第55条)で定める基準に従い、管理しなければならない。

- ① 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令に掲げる必要な水質検査を行うこと。
- ④ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 簡易専用水道の検査(水道法第 34 条の2第2項)

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令(水道法施行規則第 56 条)で定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を1年以内ごとに1回受けなければならない。

2. ビル管理法による規制 (ビル管理法施行規則第4条第2項)

ビル管理法に規定する特定建築物については、水道法とは別に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年法律第20号 通称「ビル管理法」)により、建築物衛生管理技術者(通称「ビル管理技術者」)の監督のもと、水槽の定期清掃や水質検査が義務づけられている。

1. 8. 3 小規模貯水槽水道の維持管理

1. 小規模貯水槽水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、水槽の有効容量が 10 m³以下のもので、給水条例第 22 条の3第2項及び給水条例施行規程第24条の2第1項、同第2項の規定に基づき、設置者自らの責任で管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

<解説>

1. 給水条例による規制

(1) 小規模貯水槽水道の管理基準（給水条例第 22 条の3第2項）

小規模貯水槽水道の設置者は、給水条例施行規程第 24 条の2第1項で定める基準に従い、管理するよう努めること。

- ① 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令に掲げる必要な水質検査を行うこと。
- ④ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査（給水条例第 22 条の3第2項）

小規模貯水槽水道の管理による状況の検査は、給水条例施行規程第 24 条の2第2項で定める基準に従い、1年以内ごとに1回、定期に、水道法第 34 条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年法律第 20 号 通称「ビル管理法」)に規定する事業の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けることに努めること。

1.8.4 貯水槽水道に関する管理基準

貯水槽水道に関する管理基準は、表1-1のとおりとする。

表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準

		特定建築物	簡易専用水道	小規模貯水槽水道
適用法等		ビル管理法(ビル管理法施行規則第4条第2項)	水道法(施行規則第55条・56条) 給水条例第22条の2	給水条例施行規程第24条の2 寝屋川市小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱
管理する者等		建築物環境衛生管理技術者(厚生労働大臣免状)	設置者	設置者
管理基準	受水槽の清掃	1年以内ごとに1回、定期的に行う。	1年以内ごとに1回、定期的に行う。	1年以内ごとに1回、定期的に行う。 (努力義務)
	受水槽の点検	適宜	適宜	適宜
	水質検査	6か月以内に1回(15項目)他	給水する水に異常がある場合は、水質基準に関する厚生労働省令に掲げる必要な水質検査を行うこと。	給水する水に異常がある場合は、水質基準に関する厚生労働省令に掲げる必要な水質検査を行うこと。 (努力義務)
	残留塩素測定	7日以内に1回	—	—
検査	検査を受ける業務	—	1年以内ごとに1回、公的機関等の検査を受ける。	1年以内ごとに1回、公的機関等の検査を受ける。 (努力義務)

1.8.5 水道事業管理者の責務

- (1) 水道事業管理者は、給水条例第 22 条の2第1項の規定により、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。
- (2) 水道事業管理者は、給水条例第 22 条の2第2項の規定により、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

1.8.6 設置者の責務

- (1) 簡易専用水道の設置者は、水道法第 34 条の2第1項、第2項及び給水条例第 22 条の3第1項の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- (2) 小規模貯水槽水道の設置者は、給水条例第 22 条の3第2項、同施行規程第 24 条の2第1項、第2項及び寝屋川市小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱の規定により、設置者自らの責任において適切な管理及び管理の状況に関する検査を公的検査機関等で受けることに努めるとともに、不適正施設にあつては、速やかに改善するよう努めなければならない。

